

団体交渉速報

- ・2022年度末も大量雇止め！（10年雇止め86名、5年雇止め65名）
- ・組合の提案により、10年特例者78名が無期職員に移行！
理事も、さらなる部局への周知に言及
- ・定年引上げ問題 同一労働同一賃金の原則に反し、基本給7割の方針

組合は3月23日に、東北大学との団体交渉を行った。本団体交渉は、2月24日に組合側から申し入れたものである。

交渉事項

1. 有期雇用職員の無期化等について

組合は希望者を無期転換することを求め、他の職種への異動等の雇止め・解雇を回避する提案を行った。

10年雇止めについては、部局による常勤の無期職員としてのプロジェクト雇用について、部局によってまだ理解が浸透せず、「最初に決めたことだから」と雇い止めしている旨の組合の指摘に対して、理事は「私も同じ懸念をもっている」「引き続きしっかり趣旨を伝えて、単純な問題ではない、と伝えていきたい」と述べ、さらに周知し活用することが確認された。

5年雇止めについては、事務補佐員の限定正職員への採用が極めて少ないことなど、制度運用の検証・見直しを求めた。

2. 総長任期規程改訂案について

組合は、当局が敢えて学内構成員に説明せず、議論を広く行わないようにしていることを指摘し、十分慎重な議論を行うことを求めた。しかし理事は、チェックアンドバランスが大事だという一方、ルールやプロセスを含めて総長選考・監察会議が決めることとし、議論に応じなかった。

3. 職員の定年延長問題について

基本はフルタイムで、希望者は短時間勤務も可能、基本給は7割支給を前提としてそれに見合うよう仕事を減らすとの説明があった。組合は、教員の定年延長と賃下げの先例からも、7割支給は同一労働同一賃金の原則に則さないことを指摘し、満額支給を要求した。

上記事項については、ほとんどが解決されていないことから、本団体交渉を継続することを確認した。

2023年3月29日

東北大学職員組合執行委員会